

[1] 本計画における指標に対する中間評価

点検	施策の方針	施策の内容	施策の取組	重点プロジェクト	指標	結果	目標	測定時	H29	H30	R01	R02
1-1	大気環境 水環境の 保全	大気・水質の 把握 と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 大気環境 水環境の監視 環境情報の 発信 排出規制・指導 	健康で快適な くらしを守る プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染に係る環境基準の達成状況 NO₂(二酸化窒素)、SO₂(二酸化硫黄)、SPM(浮遊粒子状物質)(三上小学校、駅前北自治会館前、小堤、七間橋) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の達成状況 環境基準の類型指定河川(O類型：新川、江口川、童子川、祇王井川、大山川)のBOD(生物化学的酸素要求量) 		維持	環境基準を達成	A	A	A	A
1-2	生活環境 の保全	騒音・振動 の防止 悪臭および 土壌汚染 対策	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動の 監視・規制・指導 開発行為に 関する 助言・指導 	健康で快適な くらしを守る プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全協定締結事業所数 典型7公害に係る公害苦情の件数 		100% (平成27 年度)	減少 (平成23 ~ 27年度の 平均)	B 110社 /114社	B 110社 /115社	B 112社 /115社	B 112社 /115社
傾向				評価	課題	方向性の判断						
	変わらない	過去4年間、NO ₂ 、SO ₂ 、SPMについて、測定4地点で環境基準以下(NO ₂ については、短期超過の指標値以下)であった。			特に大きな課題はない	継続 環境保全の遵守すべき項目のため						
	変わらない	5河川の過去4年間のBODの値は環境基準以下であった。			河川水質の変化については、自然的な要因も大きく関係していると考えられるので、今後も注意深く監視していく必要がある。	継続 環境保全の遵守すべき項目のため						
点検 番号												
1-2	生活環境 の保全	騒音・振動 の防止 悪臭および 土壌汚染 対策	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動の 監視・規制・指導 開発行為に 関する 助言・指導 	健康で快適な くらしを守る プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全協定締結事業所数 典型7公害に係る公害苦情の件数 		91% (107件) (平成27 年度)	44件 (平成23 ~ 27年度の 平均)	B 110社 /114社	B 110社 /115社	B 112社 /115社	B 112社 /115社
傾向				評価	課題	方向性の判断						
	改善している	環境保全協定締結事業所数は、策定時より増加している。			未締結事業所に対する協定締結に向けた効果的な検討が必要。	継続						
	悪化している	典型7公害の苦情件数は、いずれも策定時よりも増加している。			野焼き行為による苦情件数が依然として多い。	継続						

基本目標1、安全で快適な生活環境づくり		指標		第2次野洲市環境基本計画で定めた進捗評価のための指標		結果				
点検番号	施策の方針	施策の内容	施策の取組	重点プロジェクト	指標	策定時	結果			
					目標	H29	H30			
1-3	環境美化の推進	不法投棄対策・美化活動の促進	・不法投棄対策 ・環境衛生対策	きれいなまちなぎを守るプロジェクト	ごみの不法投棄件数(廃棄物不法投棄監視員巡視報告件数)	214件(平成23～27年度の平均)	C 284件	C 293件	C 281件	
傾向				評価	課題				方向性の判断	
悪化している		不法投棄監視員の報告件数は策定時よりも増加している。								継続
1-4	まちなかの緑化	緑の保全と創造	・公園整備 ・維持管理 ・緑化推進	まちなかの緑づくりプロジェクト	市民一人当たりの都市公園面積 ※野洲市都市公園条例を参照	8.07㎡/人(平成27年度)	B 8.06㎡/人	B 8.06㎡/人	B 8.06㎡/人	
傾向				評価	課題					方向性の判断
変わらない		第2次環境基本計画発効後、新たな都市公園は整備されていないが、令和元年以来の目標が基本条例が制定され、現在みどりの基本計画の策定に向け動いている。今後、都市公園の整備が見込まれている。								見直し 第2次野洲市総合計画の目標値との整合性を図る必要がある
良くなっている		市民団体により河辺林保全活動が計画的・定期的に実施され、整備が行き届いている。								継続

基本目標2、循環型社会・低炭素社会づくり		結果について、A…達成(100)、B…ほぼ達成(99~80)、C…未達成(79~50)、D…未着手(49~1)、E…未着手(0)とする。()内の数値は達成度のパーセントイメー									
点検 番号	実施の方針	実施の内容	実施の取組	第2次野洲市環境基本計画で定めた進捗評価のための指標							
				指標	結果						
		重点プロジェクト	集定時	目標	H29	H30	R01	R02			
2-1	3Rの促進	ごみの資源化の促進 ごみの分別の徹底	・3Rの普及促進 ・グリーン購入推進	ごみの資源化プロジェクト	・リユースステーション利用者数(リユース物品無標識渡会参加者数)	121人(平成27年度)	維持	C 38人	C 27人	C 30人	B 100人
					・市内で回収した廃食用油のリサイクル率	100%(平成27年度)	A 100% 4585t	A 100% 4220t	A 100% 4351t	A 100% 4527t	
傾向		評価		課題		方向性の判断					
	悪いが改善している	市民から排出された「粗大ごみ」を循環させる役割を果たしている。開催日に来場できない市民もいることから、令和3年度は期間限定で、常設展示・譲渡を実施する。		常設展示によりリユースステーションへの訪問者は増加する見込みであるが、譲渡のルール整備が必要である。		継続		異なる資源循環を図るため、常設とイベントの併用を検討する。			
	変わらない	市民がいつでも利用できるよう、市内13ヶ所に回収BOXを設置し、回収量は安定している。また、市民団体が月1回イベント回収を行っており、対面で受け取ることで、リサイクルの促進につながっている。		回収BOXの更なる利用促進のため設置場所の変更等を検討する必要がある。		継続					
2-2	廃棄物の適正処理	適正処理の推進 ごみ減量促進	・分別収集の徹底	ごみ減量プロジェクト	・1人あたりの一般廃棄物の排出量 ※一般廃棄物処理基本計画における目標を参照	738g/人・日(平成27年度)	703.5g/人・日(平成36年度)	C 777.0g/人・日	C 805.5g/人・日	C 748.6g/人・日	C 767.9g/人・日
					ごみ減量の徹底	738g/人・日(平成27年度)	738g/人・日(平成27年度)	C 738g/人・日	C 723g/人・日	C 717.4g/人・日	C 714.6g/人・日
傾向		評価		課題		方向性の判断					
	悪化する	市民一人当たりのごみ排出量は増えている。ごみ減量プロジェクト発足以来の取組であるレジ袋削減・マイバック持参運動が実を結び、国の政策としてのレジ袋有料化が始まった。		ごみの排出抑制を通じたマイクロプラスチック・食品ロス削減の普及啓発が必要である。		早直し 令和3年度一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直しが必要である。					

基本目標 点検 番号	基本目標2、循環型社会・低炭素社会づくり				結果						
	施策の方針	施策の内容	施策の取組	重点プロジェクト	第2次野洲市環境基本計画で定めた進捗評価のための指標						
					策定時	目標	H29	H30	R01	R02	
2-3	地球温暖化への対策	再生可能エネルギーの推進 省エネルギーの推進	省エネ化の推進 ・再生可能エネルギー導入推進 ・交通分野でのCO2排出抑制の推進	地球温暖化対策推進プロジェクト	・クリーンセンターのサーマルリサイクル熱回収率(熱回収量/熱発生量)	—	10%以上	A	A	A	A
					・エコドライブ講習参加者数(のべ)	15人(平成27年度)	増加	C	C	C	E
					・コミュニティバス年間利用者数	52,718人/年(平成27年度)	増加	B	A	A	B
傾向					評価						
目標を達成した					健康スポーツセンターが令和2年度にオープンし、熱回収率10%は達成している。						
悪化している					過去4年間、目標を下回った。現行のエコドライブ講習会は実車を使用するため、大人数での開催は難しい。						
良くなっている					高齢者の運転免許自主返納の増加に伴う公共交通機関への転換機関への転換促進や自治会に対して公共交通(バス)の利用促進を呼びかけた他、5路線から7路線に増設・増便し利便性の向上に取り組んだため、コミュニティバスの利用者数は増加している。						
方向性の判断					風呂施設への余熱利用は安定して供給できる見込みがあり、他に余熱利用の方策がない。 実車を使用した講習会では人数に限られるため、市全体としては啓蒙の効果が薄い。また、自動車の性能が高まっており、実車を使用した講習会の必要性があるかが疑問。 市民の自動車保有率はまだ高く、市内移動において自家用車への依存する生活から公共交通へシフトできていない。加えて民間バス事業者からの減便案の要望があり、バス会社や自治会との調整が必要。						
					原直し 指標の変更を検討する必要がある。						
					原直し 指標の変更を検討する必要がある						
					継続						

基本目標3、里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり		第2次野洲市環境基本計画で定めた進捗評価のための指標				結果				
点検番号	施策の方針	施策の内容	施策の取組	重点プロジェクト	指標	H29	H30	R01	R02	
3-1	生物多様性の維持・向上	外来種対策 希少生物の保護	・生育・生息環境の保全 ・外来生物対策	みんなが頼もしい川づくりプロジェクト	・河岸・湖畔清掃活動実施回数、参加者数(のべ)	A 10回 160人	A 22回 715人	A 32回 820人	A 27回 620人	
3-3	河川・琵琶湖の保全	水環境の保全推進	・湖畔の保全 ・ヨシ群落再生 ・ピワマス湖上対策	びわ湖を守るアッププロジェクト	・環境学習会・体験イベント等実施回数、参加者数(のべ)	A 48回 1899人	A 60回 2922人	A 57回 2444人	C 14回 897人 コロナ	
	傾向								方向性の判断	
	良くなっている	琵琶湖保全、河川保全ともに市民団体の活動が継続して実施されており、参加者が安定的である。								継続
	変わらない	参加者は安定的である。								継続
3-2	里山の保全	森づくりの促進、森林資源の活用促進	・里山の環境保全	里山を守り育てるプロジェクト	・里山保全活動実施回数、参加者数(のべ)	A 35回 407人	A 46回 377人	A 42回 433人	A 42回 449人	
	傾向								方向性の判断	
	良くなっている	市民団体の活動が継続して実施されており、参加者が安定的である。								継続
	変わらない	参加者は安定的である。								継続

基本目標3、里山から琵琶湖へつながる事前環境づくり	結果										
	第2次野洲市環境基本計画で定めた進捗評価のための指標										
	指標	策定時	目標	H29	H30	R01	R02				
3-4	農地の保全	環境保全型農業の推進、有害鳥獣対策	環境にやさしい農地の活用プロジェクト	997 ha (平成27年度)	維持	A 1007ha	B 969ha	B 967ha	B 905ha		
			有機農業栽培面積	25 ha (平成27年度)	維持	C 18ha	B 24ha	B 24ha	B 22ha		
傾向			評価	課題	方向性の判断						
↑ やや悪化している			環境こだわり農産物の栽培面積は減少傾向にある。			令和2年度に国の補助金要件が厳しくなり、環境こだわり農産物の認証を取る農家が減少したと推測している。地産地消の促進の方策を検討し、環境こだわり農産物の認証を取るメリットを打ち出す必要がある。					継続
↑ 変わらない			有機農業の栽培面積は減少傾向にある。								継続

基本目標4、環境学習の推進による市民活動の促進		結果について、A…達成(100)、B…ほぼ達成(99~80)、C…未達成(79~50)、D…大半が未着手(49~1)、E…未着手(0)とする。()内の数値は達成度のパーセントイメージ					
点検番号	実施の方針	実施の内容	第2次野洲市環境基本計画で定めた進捗評価のための指標				
			指標	結果			
		重点プロジェクト	目標	H29	H30	R01	R02
4-1	環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学習機会の拡大 ・Eコスクール の推進 ・地域での環境学習の充実 	ライフステージに応じた環境学習の充実 ・出前講座等(省エネ・リサイクル関連)実施回数、参加者数(のべ)	17回・642人(平成23～27年度の平均)	A 17回 910人	A 18回 996人	C 11回 431人 コロナ
		重点プロジェクト	継続				
傾向		評価	課題	方向性の判断			
↑ 変わらない		学校や地域に出前講座を告知し、令和2年度を除いて毎年目標を達成した。市民への啓発に役立っている。	団体への広報手段が限定的で、新規の依頼が少ない。	継続			
4-2	環境活動団体等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域等での環境学習の支援 ・重点プロジェクトへの支援 	・クリーンセンターの市民活動拠点における市民活動等実施回数	—	A 環境フェスタ	A 環境フェスタ	A 環境フェスタ
4-3	普及・啓発の担い手の育成・継承	<ul style="list-style-type: none"> ・活動団体・活動指導者と市民とを結びつける体制整備 ・HP情報発信数 	—	—	A 環境フェスタ	A 環境フェスタ	A 環境フェスタ
		重点プロジェクト	環境活動支援プロジェクト				
傾向		評価	課題	方向性の判断			
↑ 変わらない		クリーンセンターの活用は年1回の環境フェスタにとどまっている。環境フェスタの中で、地元野菜の販売(地産地消)、リユース、リサイクルに関する教室の他、環境に関する展示等を実施している。	環境フェスタ以外のイベントがない。	継続			
↑ 変わらない		イベントや環境に関わる内容を適宜HPで発信している。	広報やチラシ、HPでは情報の受け取り側の年齢層に偏りがある。	継続 SNS等の活用の検討			

[2] 本計画におけるプロジェクトの取組状況

本計画を牽引する12のプロジェクトを各分野に位置づけ、取り組んできました。
これまでの取組状況を、分野ごとに以下に整理します。

基本目標1 生活環境関連の重点プロジェクト

プロジェクト

◎健康で快適な暮らしを守るプロジェクト

- ・大気環境・水環境の保全
- ・生活環境の保全

主な取組実績

◆大気・水質の把握と情報の発信

環境調査を定期的実施し、環境基準値を超過する事案が発生した場合は原因究明を行うなど、迅速に対応している。

○大気環境調査

【調査回数】年1回（夏季：小堤、三上小、駅前北）年2回（夏季・冬季：七間場）

【調査項目】二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント(※)、一酸化炭素
（冬季のみ七間場地点にて、上記項目＋アスベスト）

○河川水質調査

【調査回数】年4回（環境基準C類型指定）新川、江口川、童子川、祇王井川、大山川
年1回 友川、大井川、工場排水路井口、工場排水路六条

【調査項目】水素イオン濃度、生物学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、
溶存酸素量、全窒素、全リン、ノルマルヘキサン抽出物質

※有害物質のみ調査：上記9河川＋家棟川、光善寺川

(大気)	H28	H29	H30	R1	R2
小堤	0.033	0.016	0.010	0.024	0.023
三上小	0.023	0.012	0.015	0.039	0.046
駅前北	0.016	0.008	0.011	0.008	0.042
七間場	0.012	0.028	0.020	0.022	0.002

浮遊粒子状物質※環境基準 0.1 mg/m³N 以下（日平均）

(河川水質)	H29	H30	R1	R2
新川(C)	2.1	1.4	1.6	2.1
江口川(C)	2.6	4.1	2.7	4.5
童子川(C)	1.9	1.3	1.9	1.8
祇王井川(C)	1.9	1.3	2.2	1.8
大山川(C)	2.0	1.2	1.6	2.0

環境基準C類型 BOD5mg/l以下（75%値）

※詳細な状況は[2]野洲市を取り巻く環境等の概況に掲載しています。

◆事業所における環境配慮の取組の拡大

○市内事業所との環境保全協定の締結

市環境条例に基づき、市内工場・事業所周辺との環境保全協定締結を進めた。

- ・協定締結の対象となっている115社のうち112社と協定を締結した。

○環境メールマガジンの発刊や環境研修会の開催

環境保全に係る関連法令の説明や環境保全活動への支援を行っている。

◆その他

○公害苦情対応

典型7公害（水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）の苦情件数を抑制する。典型7公害のうち主な苦情は野外焼却（野焼き）の割合が多い。苦情発生時には直ちに対応するとともに、再発防止に向けた指導を行っている。

プロジェクト

◎きれいなまちを守るプロジェクト

環境美化の推進

主な取組実績

◆不法投棄対策

○不法投棄監視員の設置

不法投棄行為の早期発見と未然防止のため、7学区 14 人に委嘱し、月 2 回、1 回 2 時間以上の市内巡視と回収を実施した。(年間 336 回)

不法投棄監視員の報告件数は策定時よりも増加している。

○クリーンパトロールの委託

週 1 回 3 班体制で市内の不法投棄物の回収と巡視を委託。

市民等より不法投棄発見場所の報告を受け、不法投棄監視員とも情報共有し、監視体制を構築している。(年間 52 日延べ 156 班) その他、市民から通報のあった市内の不法投棄物の回収を実施。悪質なものを、氏名が分かるものを発見した場合は、警察と連携し、行為者の特定等、再発防止につなげた。

◆美化活動の推進

○ごみゼロ大作戦の実施

事業所・市民団体・市民に呼び掛け、琵琶湖岸一帯の清掃活動を実施。

実施団体をHPへ掲載している。

○県下一斉清掃

年 2 回、自治会に呼び掛け市内の清掃活動を実施。自治会内の美化清掃に係る車両借り上げ料の一部を補助金として交付した。

○ボランティア清掃の支援

自発的な清掃活動について、資材や車両の貸し出し、ごみ搬入手数料の減免などを行った。

年度	H29	H30	R01	R02
ボランティア清掃支援数	37	37	41	62

資材貸し出しや回収されたごみの処理を支援することで、自発的な清掃活動が増えている。

依然として散在性のポイ捨てごみが多く、特にプラスチック製品が目立つ。新たに顕在化した環境問題であるマイクロプラスチックへの対策として、清掃活動を通じたマイクロプラスチックの発生抑制が必要である。



プロジェクト

◎まちなかの緑づくりプロジェクト

まちなかの緑化

主な取組実績

◆緑の保全と創造

○樹木苗の定植

緑の募金事業の支援にて、緑の推進委員会が中心となり、公共施設等に樹木苗を植樹した。

○樹木の管理と剪定講習会

樹木医を講師として、自治会や自宅の樹木の手入れに役立つ知識や、剪定の技術を提供し、緑化を適正に管理する手助けとなるような座学と、剪定整備の実習を講習会として実施した。

○自然体験学習イベント

市民団体が整備保全を実施している河辺林で、子どもから大人までを対象とし、イベントを通じて自然体験をすることで、樹木や生態系についての学びの場としての役割を果たしている。

○公園整備

4年間で行政が行った都市公園の整備はない。公園整備に向けた動きとして、令和元年度にみどりの基本条例が制定され、令和3年7月には、みどりの基本計画が策定された。

◆野洲川河辺の森林の保全活動

野洲川改修で廃川となった北流跡の荒廃していた竹林を、人々が憩い子どもたちが野遊びをするような自然に親しめる森にして次世代に引き継ぐことを目指し、市民団体が定期的・計画的な保全活動を実施、美しい景観が保たれている。伐採した竹や樹木は橋や階段等に利用し、またチップ化して場内で100%再利用している。

野洲川河辺林での緑化推進では、市民団体による保全活動の実施やイベントが開催され整備が行き届き、憩いの場として利用する市民が増えている。



まちなか緑に関する取組 活動内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
保全活動	39	526	36	487	37	441	34	535
昆虫観察会	1	233	1	97	1	109	中止	
植物観察会	1	29	1	41	1	28	1	
タケノコ掘りイベント	1	54	1	31	1	47	中止	
秋の自然の森ふれあいイベント	1	—	1	23	1	30	1	59
自然の森体験学習会	1	36	1	100	1	100	中止	
剪定講習会	1	9	1	14	中止		1	32

基本目標2 循環型・脱炭素社会関連の重点プロジェクト

プロジェクト

◎ごみの資源化プロジェクト

3Rの促進

主な取組実績

◆3Rの促進

○リユース無償譲渡会

ごみの減量・再使用化につなげるため、家庭で粗大ごみとして排出された家具類等を無償で譲渡している。令和3（2021）年度から常設展示を行い、平日はいつでも利用できるよう拡大展開している。

○廃食油の回収

毎月第4土曜日に市役所構内で、エコ資源部会による廃食油回収を行っている。市では13箇所での拠点回収を行っている。回収した廃食油は、事業者へ引き渡し全量リサイクルしている。

廃食油回収量は安定しているが、回収BOXの設置場所の再考などを行い回収量の増加を目指す。

○体験講座の実施

雑がみを利用して、アート作品を作る講座（リサイクルペーパーアート）や、使用済み食用油を利用して、カラフルなキャンドルを作る講座（エコキャンドル）を行い、リサイクルを見える化した講座を実施している。

○食器類のリユース

野洲市では不燃物扱いの食器類を再使用につなげるため、リユース譲渡会を実施している。平成30（2018）年にはコミセンなかさとで約1.3tの持ち込みがあった。食器類のリユースやリサイクルについて先進的な取り組みをされている行政、団体及び企業から知識や情報を収集し、本市での本格稼働を目指している。

市民から排出された「ごみ」を「資源」として循環させる役割を果たしている。



ごみの資源化に関する取組 活 動 内 容	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	回数	人数(量ℓ)	回数	人数(量ℓ)	回数	人数(量ℓ)	回数	人数(量ℓ)
リユース譲渡会	1	38	1	27	1	30	1	100
廃食油回収(市)	常設	(3,610)	常設	(3,378)	常設	(3,486)	常設	(3,608)
廃食油回収(エコ資源部会)	12	(975)	12	(842)	12	(865)	12	(919)
リサイクルペーパーアート講座	1	93	1	86	1	56	中止	
エコキャンドル講座	1	67	1	18	1	32	中止	

プロジェクト

◎ごみ減量プロジェクト

廃棄物の適正処理

主な取組実績

◆ ごみの減量化推進

○出前講座の実施

ごみ問題についての意識啓発と、3Rを普及させるため、学校や自治会事業等においてごみ減量の各種啓発出前講座を実施している。

○レジ袋削減・マイバッグ持参推進キャンペーンの実施

食品ロス削減やマイバッグ携帯、グリーン購入について市民に周知し、環境に配慮した消費行動を促すため、市内小売事業者の店舗店頭において、マイバッグ携帯等の呼びかけを実施した。

○3R推進月間に合わせて、手作りのマイバッグ持参啓発ポスターを作成し、小売店や公共施設の協力により店舗等に掲示、ごみ減量の意識を向上させる取り組みを行った。

○市民1人あたりのごみの排出量の推移

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	(g/人・日)
777.7	806.3	746.8	769.2	

長年の取組であるレジ袋削減・マイバッグ持参運動と同じ方向性のプラスチックごみ問題の議論の高まりに貢献できた。

更なる食品ロス問題、プラスチックごみ問題への取組を展開する必要がある。



ごみ減量に関する取組 活動内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	回数	人数(枚数)	回数	人数(枚数)	回数	人数(枚数)	回数	人数(枚数)
雑がみ出前講座	6	308	3	249	4	556	9	381
その他出前講座	12	491	6	353	4	50	—	—
マイバッグ持参推進キャンペーン	2	—	2	—	2	—	3	—
マイバッグ持参啓発ポスター		141 店舗		139 店舗		138 店舗		138 店舗

プロジェクト

◎地球温暖化対策推進プロジェクト

地球温暖化対策への対策

主な取組実績

◆交通対策によるCO₂排出量の削減

○市内を循環するコミュニティバスの運行

運転免許証自主返納者増加に伴う公共交通への転換促進、通勤・通学者や自治会への利用呼び掛け、運航ダイヤの再編成を行い、利便性向上を図った。

◆省エネルギーの推進

○エコドライブの普及啓発

エコドライブ講習会を開き、講義の他、実車実技を行い乗り方の工夫で燃費が向上し、CO₂排出量の削減につながることを受講者が体感することができた。

近年自動車の燃費の向上や、電気自動車や燃料電池車の開発が進んでいることから、実車を使用する講習会は一定の役割を果たした。今後はエコドライブの普及啓発を行う。

◆未利用エネルギーの利用

○クリーンセンターの廃棄物焼却に伴う余熱の有効利用

これまで使われていなかった廃棄物焼却熱を回収し、健康スポーツセンターへの熱供給を開始した。

熱供給は今後も継続していく。1人ひとりの行動変容を促進する新たな取組が必要。

CO₂排出削減とCO₂吸収源の創出や促進を行い、令和32(2050)年カーボンニュートラルの実現を目指す必要がある。



地球温暖化対策に関する取組	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
おのりやす乗車人数	—	49,614	—	52,115	—	55,719	—	45,718
エコドライブ講習会	1	6	1	8	1	6	中止	

基本目標 3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり

プロジェクト

◎みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト

河川の保全
生物多様性の維持・向上

主な取組実績

◆水環境・川の生きものの生息環境の保全

○家棟川エコ遊覧

屋形船から家棟川の実態を見ながら、環境保全について市民に語りかけ、川に親しみ人間を含む生き物のために、ごみを捨てないように呼びかけた。同時に川のごみを拾い、川をきれいにする清掃活動を行っている。

○河川清掃活動

家棟川、童子川、中ノ池川、妓王井川等の清掃活動を定期的実施した。

◆生物多様性の維持・向上

○ビワマスを戻す取り組み

行政（市・県）、市民、市民団体、事業所、研究機関が協働で中ノ池川において、ビワマス遡上の促進のため、産卵床の造成や仮設魚道の設置、遡上調査、稚魚調査を行った。毎年度の成果報告や他市町の川づくりの取組に係る事例発表や交流の場として「ビワマスフォーラム」を開催し、市民と関係者が一同に会し、環境保全の必要性を共有している。

落差工へ仮設魚道を設置後、ビワマスが仮設魚道を遡上している姿はこれまでも目撃されていたが、令和2（2020）年度では落差工より上流で稚魚を初確認した。孵化が確認できたことは大きな成果である。

※淡海の川づくりフォーラム準グランプリ（平成29（2017）年：滋賀県知事賞）

地域環境保全功労者表彰（平成29（2017）年：環境大臣表彰）

淡海の川づくりフォーラムグランプリ（令和2（2020）年：滋賀県知事賞）を受賞

河川環境を知る機会の創出の場となっている。

河川清掃によりプラスチックごみの滞留や琵琶湖への流出の抑制につながっている。



川の保全に関する取組 活動内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
エコ遊覧	20	234	11	220	5	136	6	32
河川清掃	9	—	9	—	13	—	14	—

※ボランティア清掃除く

プロジェクト

◎里山を守り育てるプロジェクト

里山の保全
生物多様性の維持・向上

主な取組実績

◆ 里山の保全

○里山・林道の保全活動

小堤・大篠原の山林を中心に里山整備を実施。草刈りや倒木の除去、伐木、路肩等の整備や階段の修繕等を精力的に行い、市内の山城等の遺跡を見学する環境は飛躍的に改善した。定期的に遺跡見学会のを実施していることも併せ、里山の遺跡の理解を深めることに繋がっている。

◆ 森林資源の活用

○子どもや市民が里山に親しむ活動

市民や子どもたちに地元の山に登り、登山を通じて自然の豊かさを感じてもらい、山を保全する意欲や自然を大切にする心を醸成させるためのイベントを開催した。

○森づくり塾

山部会員や市民が山作業の仕方や生き物、里山の歴史について実習・学習し、里山案内人としての技量や知識を得るために実施している。

○野洲の山を知る探索

毎月第4土曜日に、里山の現状や季節ごとに変化する里山の面白さを知る探索を行った。各事業の下見と当日の登山コースの確認やレスキュー杭の点検を行った。

計画的・定期的な保全活動により、良好な里山環境が保たれている。
市民が自然とふれあう機会を創出している。



里山に関する取組 活動内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
保全活動	35	407	46	377	42	426	42	449
タムシバ山春登山	1	40	1	30	1	40	1	26
篠原小学校「伊勢道峠越え」	1	181	1	173	1	196	中止	
北野幼稚園里山自然観察会	1	78	1	89	-	-	-	-
秋登山	1	18	1	5	1	25	1	39
城山初日の出登山	1	30	1	31	1	32	中止	
森づくり塾	1	13	1	23	2	51	2	81

プロジェクト

◎びわ湖を守ろうプロジェクト

琵琶湖の保全
生物多様性の維持・向上

主な取組実績

◆水環境の保全

○ヨシ群落再生

学校対象 中主小学校において、琵琶湖の環境についての学習（講座）の後、子どもたちがヨシ苗をポットに入れ学校の池で大きくなるまで育てる。育てた苗は琵琶湖に植えに行き、琵琶湖の豊かな恵みを取り戻すための環境づくりを行っている。

一般（市民、市民団体、企業等）対象 かつて群落していたヨシ帯の再生のため、あやめ浜付近の浜辺にヨシの植栽を、あやめ浜の松林が保全されるよう下草刈りをイベントとして実施している。琵琶湖の環境向上のためのイベントとなっている。

企業対象 CSR活動として実施されるヨシ植栽について、道具類の貸し出しの他、植栽の指導等を行っている。

○琵琶湖に親しむイベント

あやめ浜まつり：しじみ採り体験や湖魚料理（食文化）を通して、琵琶湖に親しみ学ぶ機会としてイベントを実施し、水環境の保全意識の高揚を図っている。

漁民の森：琵琶湖の水源を守るために、漁業関係者と生産森林組合とが協力し、琵琶湖の水源となる大篠原の山に植樹するイベントを実施している。

○びわ湖清掃活動

市民団体と自治会が協働し定期的に清掃活動を実施している。

定期的な琵琶湖岸清掃やヨシ帯保全活動を行うことで、少しずつヨシ帯が増えてきた。琵琶湖に漂流するごみが後を絶たず、プラスチックごみが水中に多量に浮遊している。



琵琶湖に関する取組 活動内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
中主小学校琵琶湖環境学習	3	378	6	681	3	399	3	351
ヨシ群落再生	1	268	1	287	1	260	1	243
CSR活動支援	1	430	1	439	1	450	1	45
あやめ浜まつり	1	102	1	110	1	156	中止	
漁民の森	1	231	1	245	1	87	1	70

プロジェクト

◎環境にやさしい農地の活用プロジェクト

農地の保全
生物多様性の維持・向上

主な取組実績

◆環境保全型農業の推進

○環境保全型農業直接支援対策の推進

国及び地方公共団体の交付金「環境保全型農業直接支払交付金」によって、環境こだわり農産物の生産にあわせて地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援を行っている。

市においては農業組合長会議等で制度を周知し、定着してきている。また「環境保全型農業直接支払交付金」の支援対象取組の1つである有機農業の取組は、令和2（2020）年度から有機JAS相当の取組が必要となったことにより、改めて取組制度の説明・周知を行った。

◆生物多様性の維持・向上と農業

○ゆりかご水田

ゆりかご水田を行う農業者で、琵琶湖から湖魚が田んぼへ遡上できるよう排水路に魚道を設置するなど、昔ながらの水田環境を取り戻す取組を行っている。

対象の水田で田植え体験会や生き物観察会などにも取り組み、盛んに活動している。

滋賀県では遡上してきた魚が産卵し、魚の子どもが成育した水田で栽培され、一定の栽培基準等を満たして生産されたお米を「魚のゆりかご水田米」として認証している。



消費者により安全で安心な農産物を供給できた。

魚のゆりかご水田などで琵琶湖の環境保全にも寄与し、イベント等を通じて認知度も向上している。

琵琶湖に関する取組	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
活 動 内 容	ha	ha	ha	ha
環境こだわり農産物の栽培面積	1007	969	967	905
有機農業栽培面積	18	24	24	22

プロジェクト

◎みんなで環境学習プロジェクト

環境学習の推進
学習機会の提供

主な取組実績

ライフステージに応じた環境学習の充実（抜粋）

- ・健康で快適な暮らしを守るPJ
環境研修会（事業所向け）
環境メールマガジン（HPで公開）



- ・きれいなまちをつくるPJ
ごみの出し方講座



- ・まちなか緑づくりPJ
体験学習会
剪定講習会

- ・ごみの資源化PJ
エコキャンドル、
リサイクルペーパーアート



- ・ごみ減量PJ
紙芝居、人形劇、寸劇、
雑がみ分別講座、ごみクイズ、エコダンス

- ・地球温暖化対策推進PJ
エコドライブ講習会



- ・里山を守り育てるPJ
端材で木クラフト
森づくり塾

- ・きれいな川づくりPJ
ビワマスフォーラム



- ・びわ湖を守ろうPJ
琵琶湖環境学習

それぞれのプロジェクトで様々な学習会を展開している。
参加者の環境保全に対する行動変容が促せているかまでは確認できていない。

プロジェクト

◎環境活動支援プロジェクト

環境活動団体への支援
普及・啓発の担い手の育成・継承

主な取組実績

◆学びの場の提供や活動情報の発信

○クリーンセンターを拠点としたさまざまな講座や交流

年1回、クリーンセンターにおいて環境に関する学習や体験の場とした「環境フェスタ」を実施している。

[主な内容]

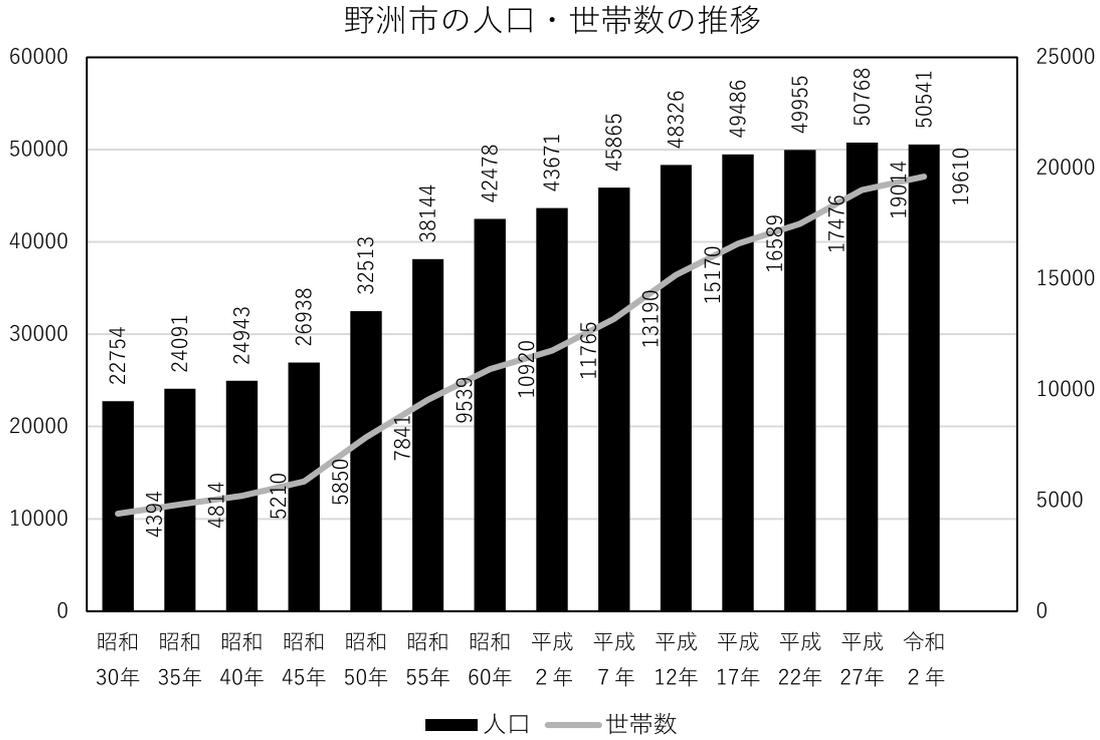
- ・フリーマーケット・リユース譲渡会（リユース）
- ・小型家電・水銀使用製品の回収、・エコキャンドル作り、リサイクルペーパーアート
- ・伐木等廃材を使用した木工クラフト作り・木材のチップ無料配布（リサイクル）
- ・地元産野菜や果物、加工品等の販売（地産地消）
- ・クリーンセンター見学会
- ・ごみ収集車への疑似ごみ投入体験

環境基本計画推進会議の活動は広報誌「ニュースレター」を発行し、自治会への送付や公共施設の配置を行っているほか、市HPや広報を利用し情報を発信している。

SNS等を活用し、情報発信の拡大を図る必要がある。

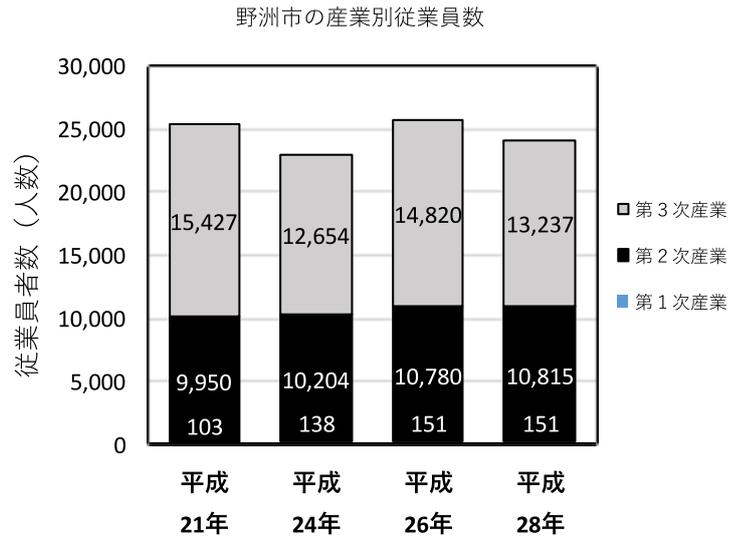
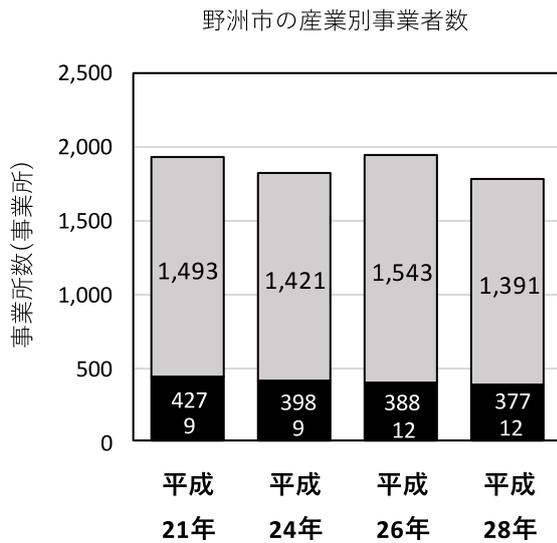
[3] 野洲市をとりまく環境等の概況

1) 人口・世帯数



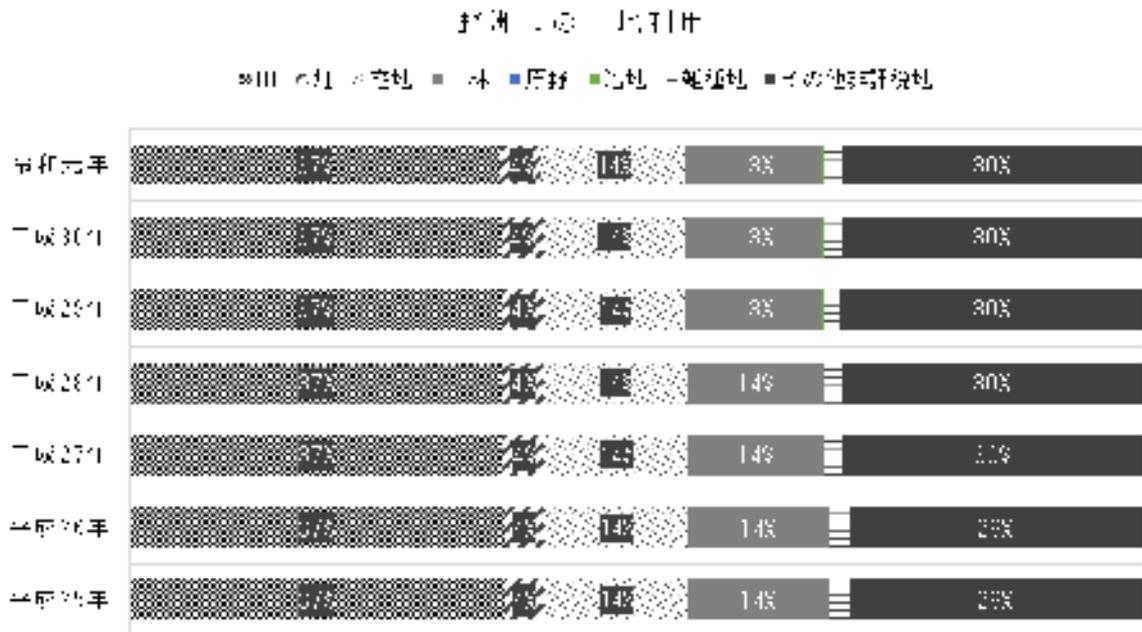
出典：国勢調査

2) 産業



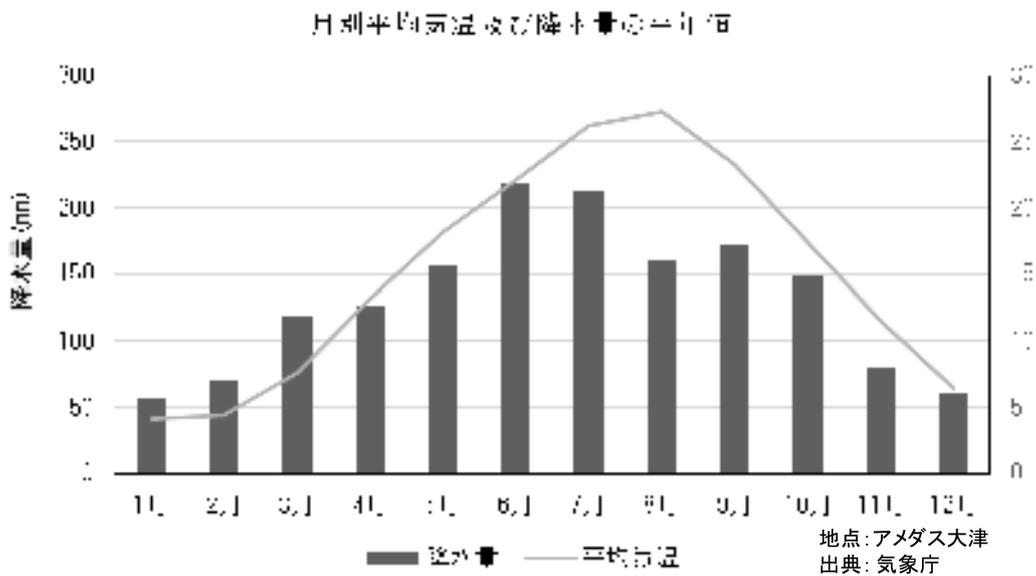
出典：平成13年、平成18年、事業所・企業統計調査
平成21年、平成26年経済センサス基礎調査

3) 土地利用

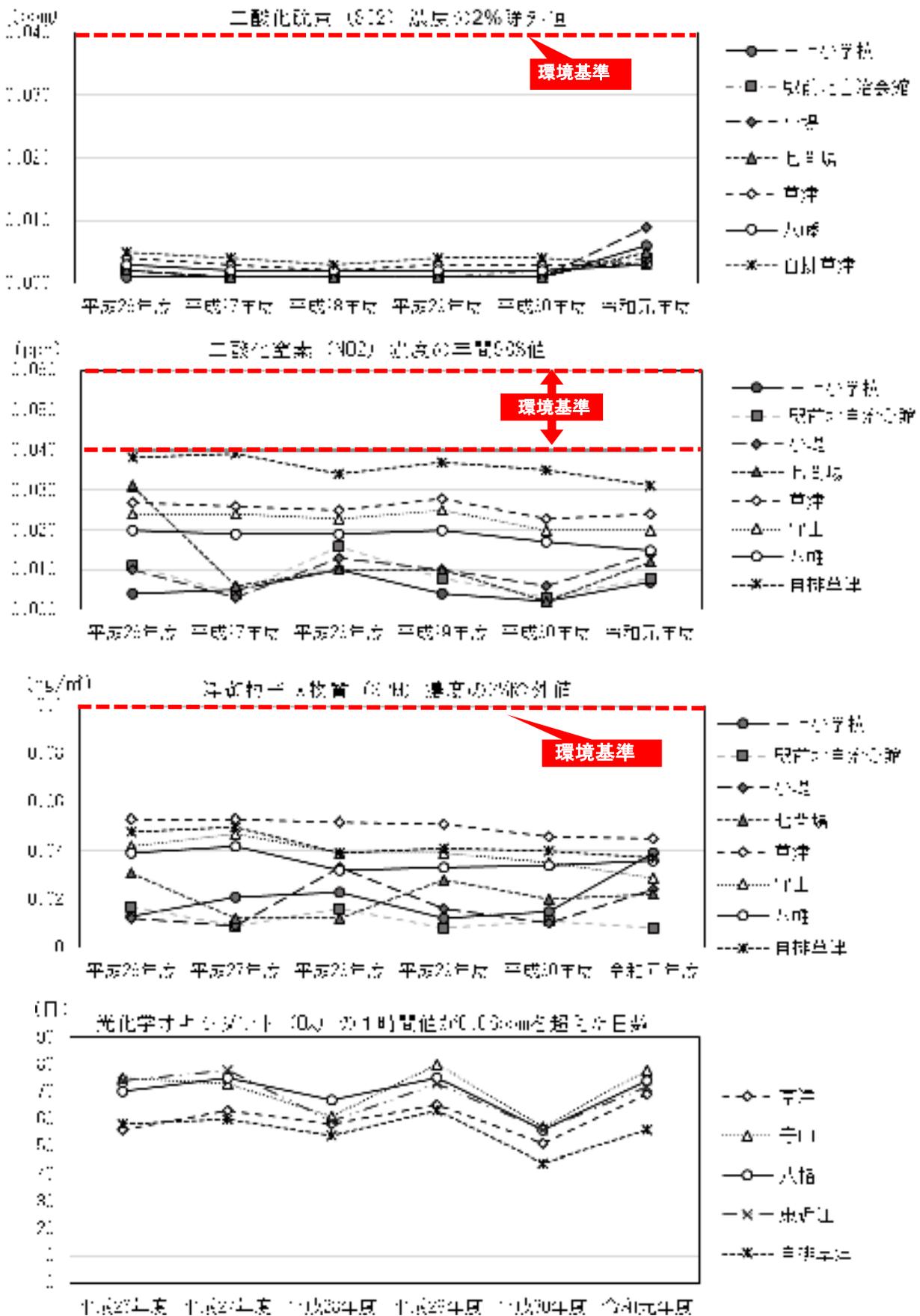


各年1月1日 時点 出典:滋賀県統計書

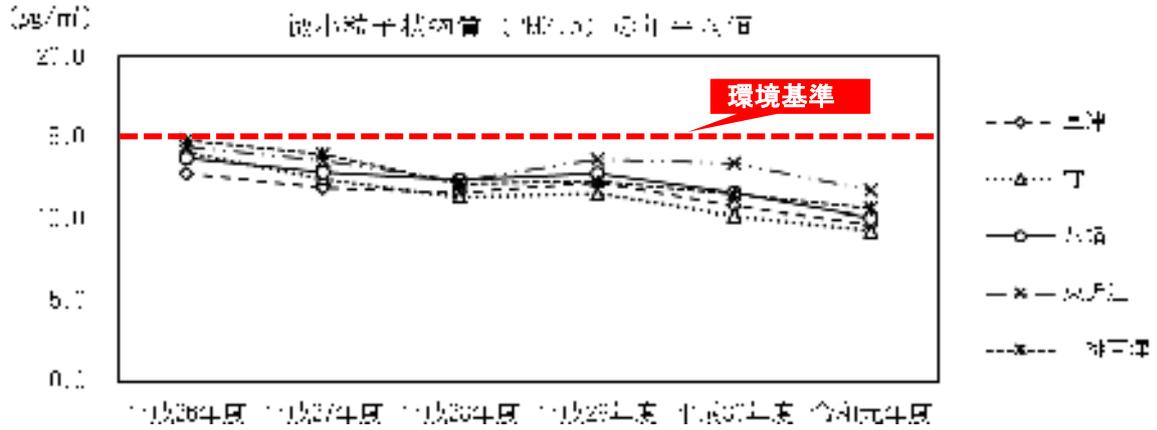
4) 気候



5) 大気質



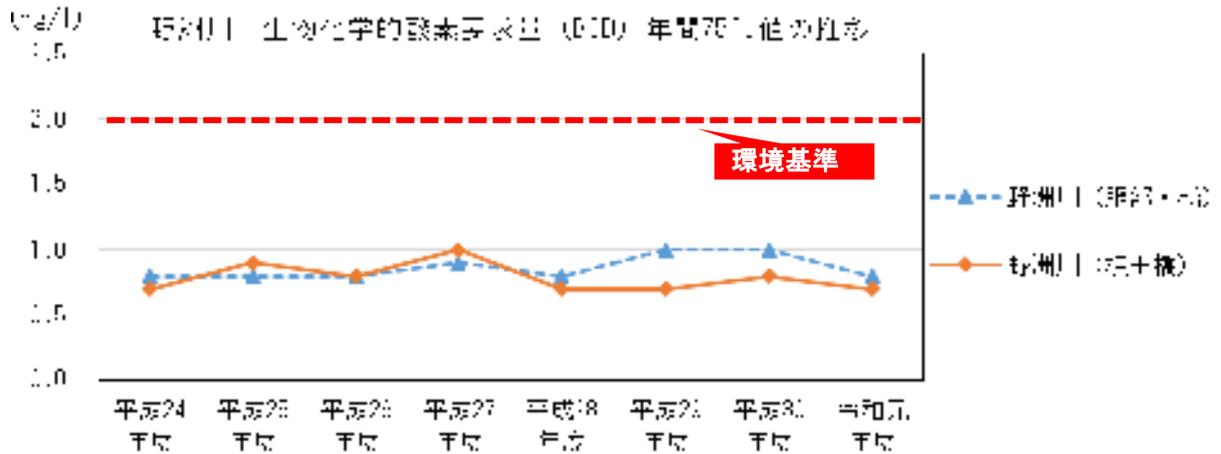
出典: 滋賀県大気常時監視(自動測定局)調査結果



出典：滋賀県大気常時監視(自動測定局)調査結果

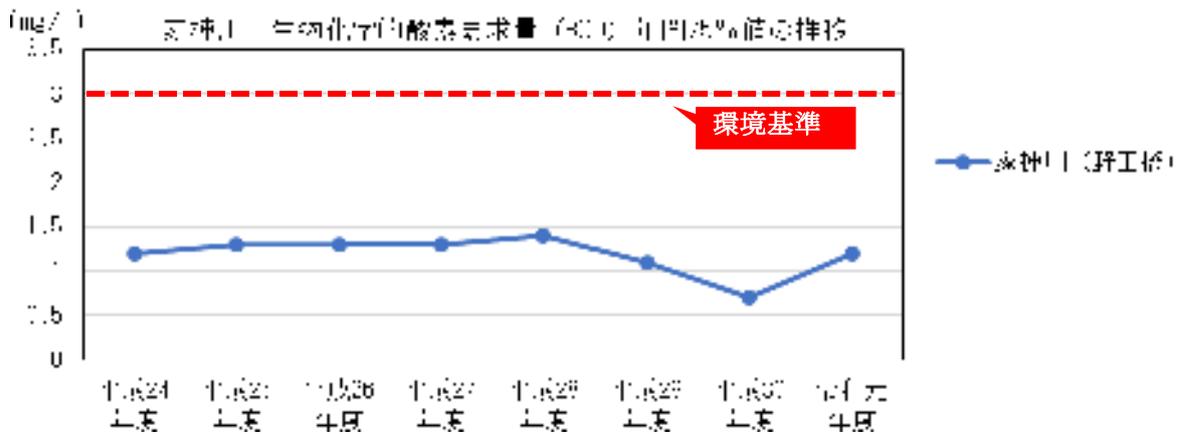
6) 水質

① 野洲川



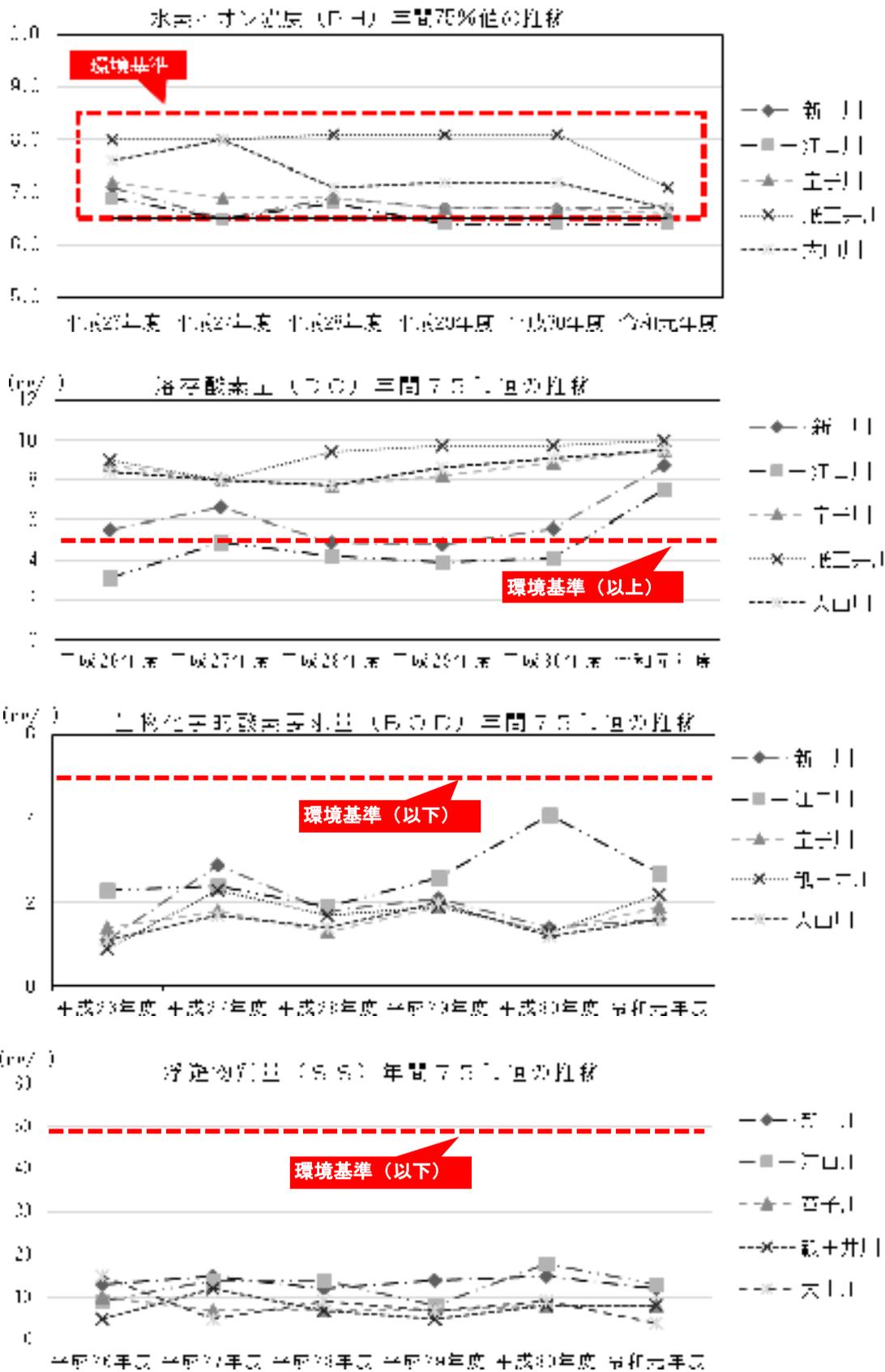
出典：滋賀県環境白書

② 家棟川

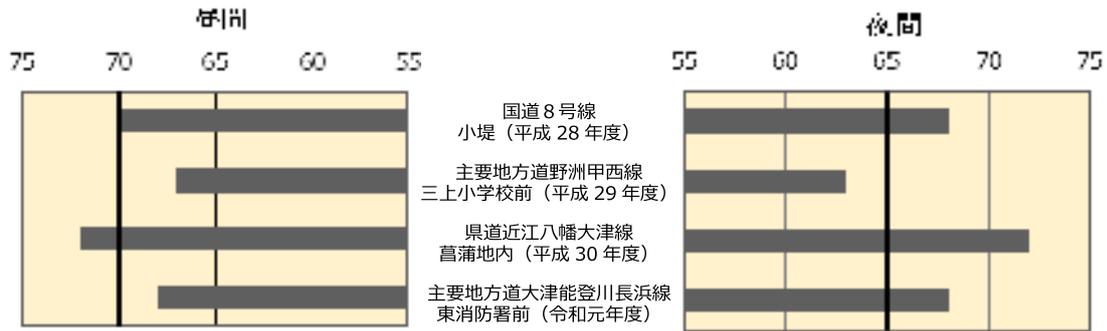


出典：滋賀県環境白書

③ 市内中小河川

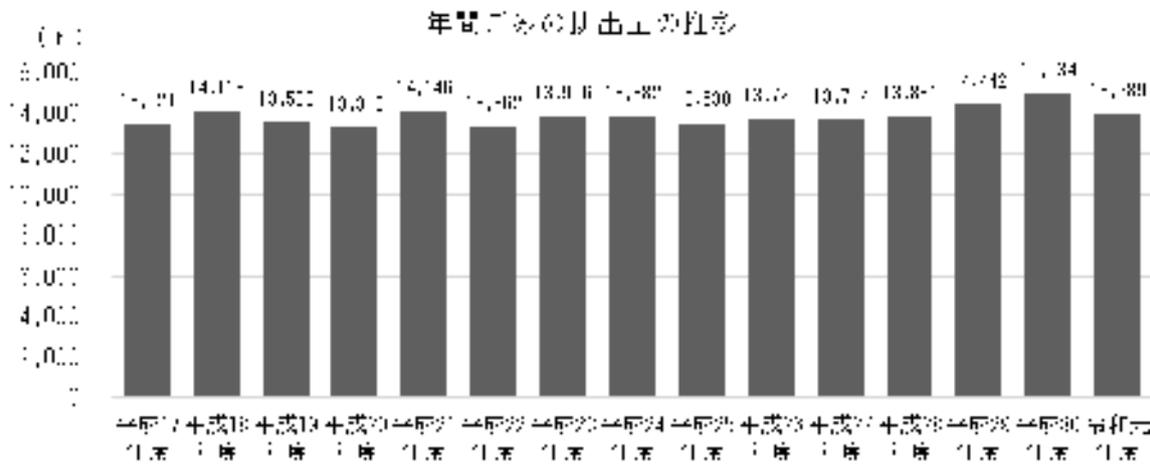


7) 騒音

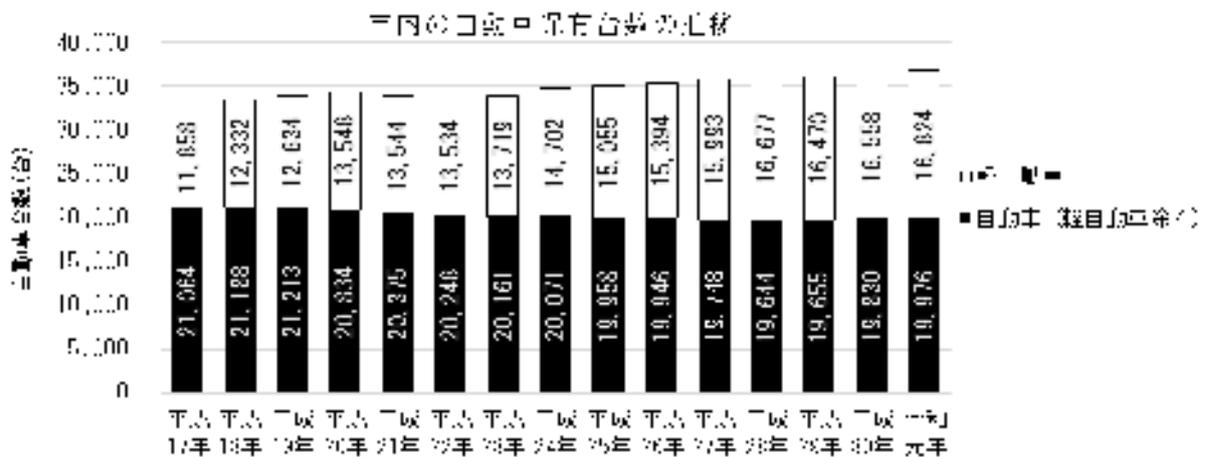


出典:野洲市調べ

8) 廃棄物



9) 自動車の保有状況



各年3月末時点 出典:野洲市統計書

[4] 地球温暖化の仕組み

地球は太陽からの熱で暖められています。その熱で暖められた地球からも熱が宇宙に放出されています。地球から宇宙へ放出される熱の一部を吸収して、地表から熱が逃げすぎないようにしているのが、大気中にある二酸化炭素（CO₂）やメタン、フロン等の「温室効果ガス」です。これらの温室効果ガスが全くないと地球の平均気温は-19℃まで冷えてしまうと言われていいます。私たち地球に生きる生命の維持には必要なガスですが、温室効果ガスが増えすぎると、大気の保温力が上がり、地球の平均気温が上がってしまいます。

地球温暖化は、私たちが便利で豊かな生活を得るために、石油や石炭など化石燃料をたくさん消費したり、フロン類を生産・使用することによって、大気中に温室効果ガスが増えたために、地球の平均気温を押し上げている現象なので、現在の地球は過去 1400 年で最も暖かくなっています。



出典：気象庁「温室効果とは」より

地球温暖化のリスク

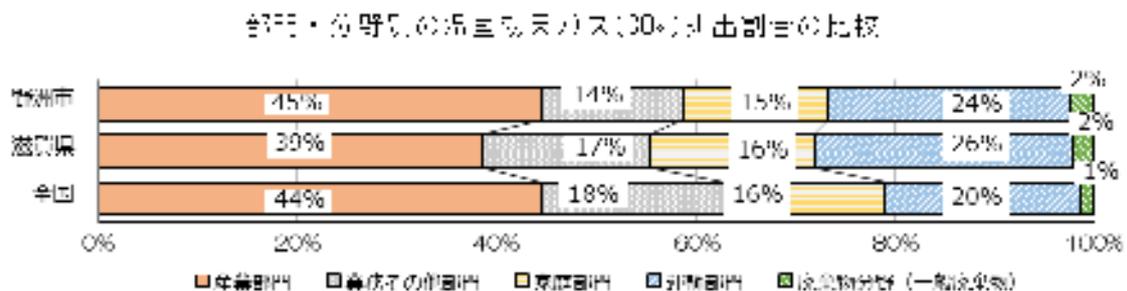
地球温暖化が進むと、私たちの生活に影響があります。このまま対策をしないままですと、地球の気温はさらに上昇すると予想されており、深刻な影響が生じると考えられています。

【地球温暖化がもたらす影響の例】

- ・氷河の融解
- ・海面の上昇
- ・極端な気温（熱波や寒波）
- ・極端な降水（洪水）や干ばつ
- ・台風の大型化

本市の部門別の CO₂ 排出量

本市の CO₂ 排出量は 22 ページのとおりです。部門・分野別の割合を全国、滋賀県と比べると産業、運輸部門が高く、業務その他、家庭部門が低いです。製造業をはじめとした産業が盛んである本市の特徴が表れています。



部門・分野別の温室効果ガス(CO₂)排出割合の比較 出典：環境省

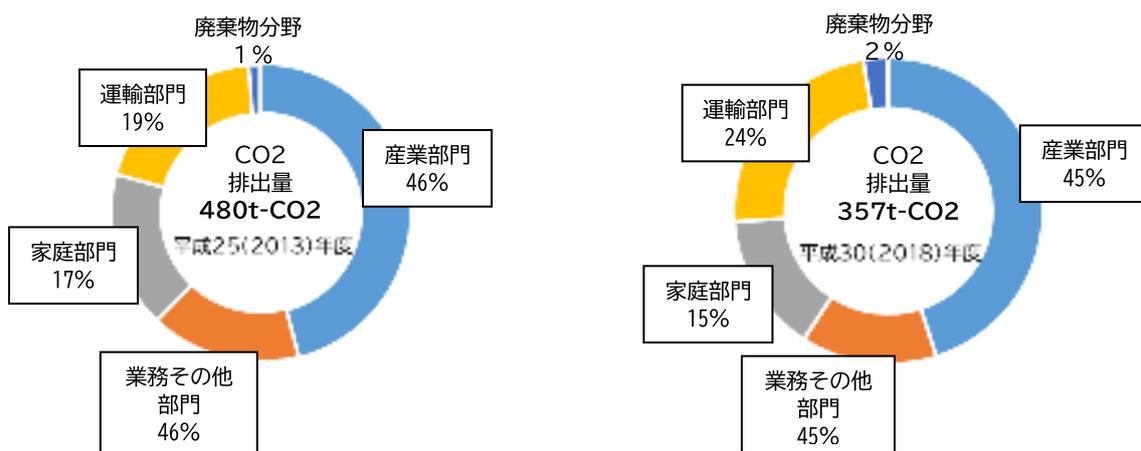
●部門・分野とは

CO₂を排出している活動をジャンル分けしているもので、5つに大別されその対象は以下のとおりです。

部門・分野	対象
産業部門	製造業、建設業、鉱業、農林水産業 など
業務その他部門	上記以外の事務所ビル、小売店舗、飲食店、学校 など
家庭部門	家庭の電気、ガス、水道
運輸部門	自動車（旅客、貨物）、鉄道、船舶
廃棄物分野	家庭ごみ、事業系一般廃棄物

市内のCO₂排出量について、平成25（2013）年度と平成30（2018）年度の部門別の割合を比較すると、産業部門と業務部門はそれぞれ1%の減少、家庭部門は2%の減少であるのに対し、運輸部門は5%の増加、廃棄物部門は1%の増加となっています。

市内のCO₂排出量の45%を産業部門が占めています。

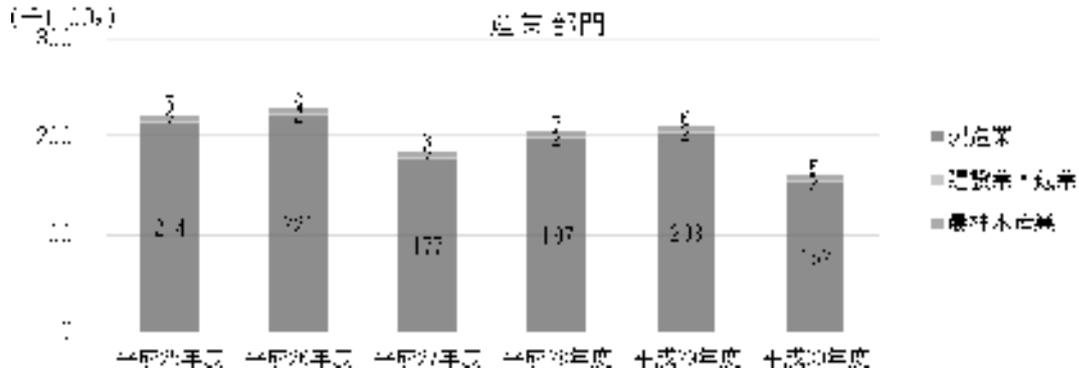


部門・分野別の温室効果ガス(CO₂)排出割合の経年比較 出典: 環境省

●部門・分野別 CO₂排出量

① 産業部門

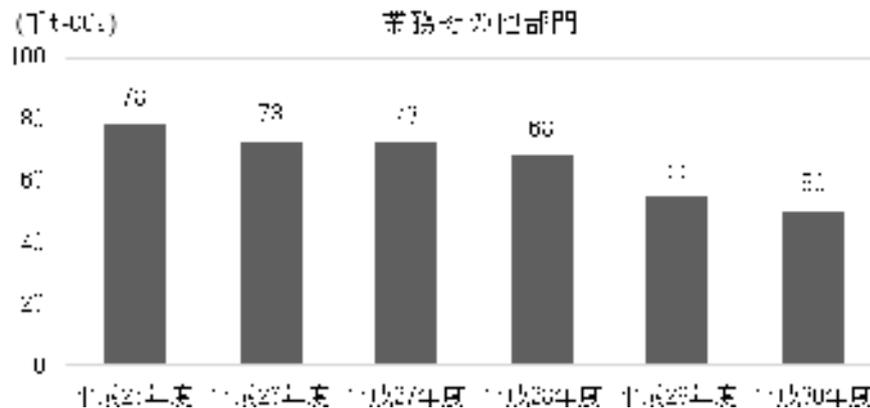
産業部門における平成 30（2018）年度の CO₂排出量は、159 千 t - CO₂です。業種別では、製造業が最も多く全体の 95%を占めています。



産業部門の温室効果ガス(CO₂)排出の経年変化 出典:環境省

② 業務その他部門

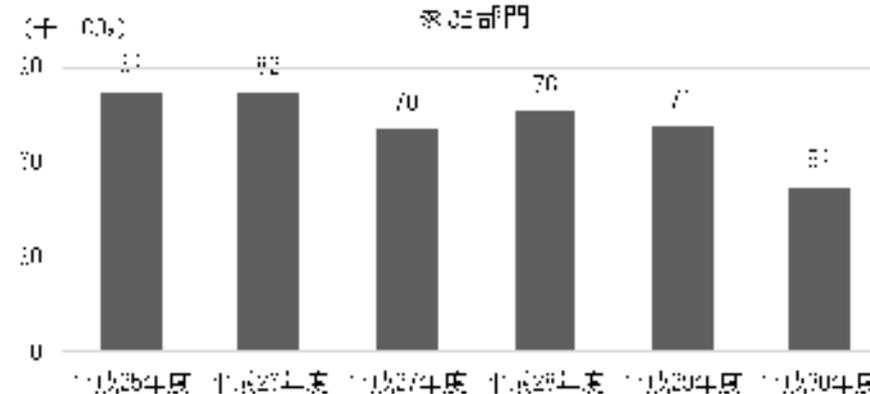
業務その他部門における平成 30（2018）年度の CO₂排出量は、50 千 t - CO₂です。平成 25（2013）年度が最も多く、その後減少しています。



業務その他部門の温室効果ガス(CO₂)排出の経年変化 出典:環境省

③ 家庭部門

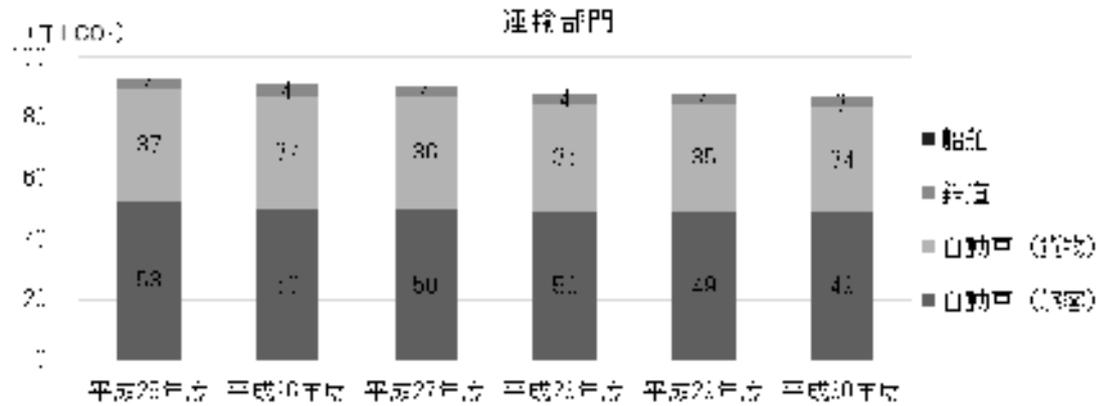
家庭部門における平成 30（2018）年度の CO₂排出量は、52 千 t - CO₂です。平成 25（2013）年度が最も多く、その後減少しています。



業務その他部門の温室効果ガス(CO₂)排出の経年変化 出典:環境省

④ 運輸部門

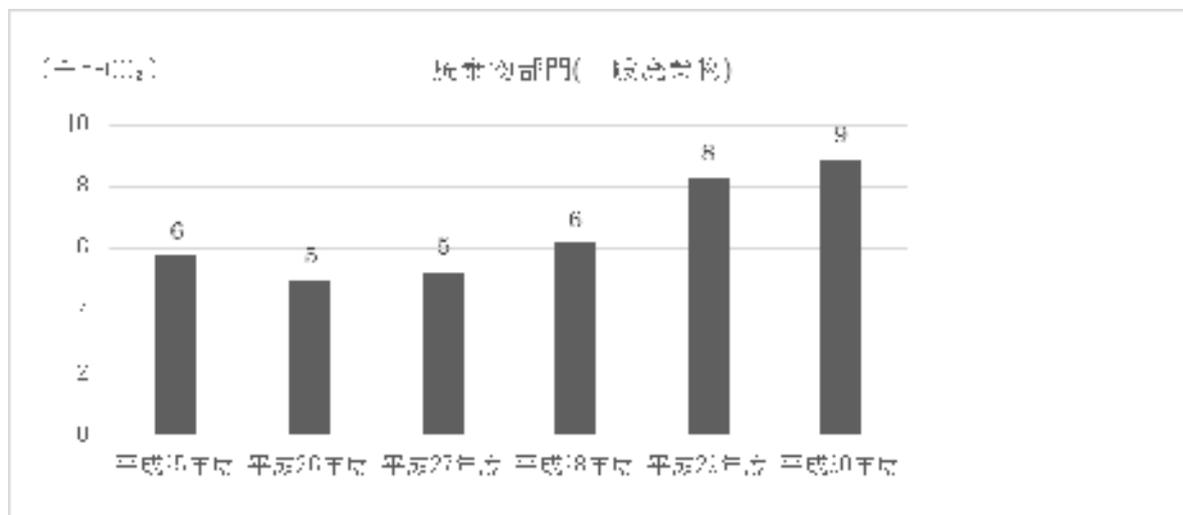
運輸部門における平成 30（2018）年度の CO₂排出量は、87 千 t-CO₂です。平成 25（2013）年度から若干減少しているものの、ほぼ横ばいとなっています。用途別では自動車が 97%以上、その中でも、自家用車を含む旅客が最も多く 57%を占めています。



運輸部門の温室効果ガス(CO₂)排出の経年変化 出典:環境省

⑤ 廃棄物部門（一般廃棄物）

廃棄物部門（一般廃棄物）における平成 30（2018）年度の CO₂排出量は、9 千 t-CO₂です。平成 25（2013）年度よりも増加しています。本市は平成 28（2016）年 10 月から新クリーンセンターが稼働し、容器包装類のプラスチックの焼却処理を開始し、熱エネルギーを利用する方法を取っています。



廃棄物分野(一般廃棄物)の温室効果ガス(CO₂)排出の経年変化 出典:環境省

[5] 本計画中間見直しの経過

1) 諮問書

野環第 253 号

令和3年5月21日

野洲市環境審議会 会長 様

野洲市長 栢木 進

第2次野洲市環境基本計画の中間見直しについて（諮問）

標記の事項について、野洲市環境基本条例（平成16年10月1日条例第136号）

第8条第5項に基づき、貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

本市では、野洲市環境基本条例（平成16年10月1日条例第136号）に基づき平成28年8月に第2次野洲市環境基本計画を策定し、平成29年度より環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

しかし開始から4年が経過し、環境を取り巻く情勢も大きく変化しており、社会における地球温暖化対策の重要性が大きくなるなど、様々な課題が指摘されているところであります。

これらの課題に対応するためには、これまでの実績や課題などを整理したうえで、市民・事業者・行政などすべての個人・団体が本計画の下で環境活動を推進していくために、あらゆる主体の連携体制を構築して対応していくことが必要不可欠であります。

そこで、野洲市環境基本条例第8条第5項の規定により、これらのことを踏まえた第2次野洲市環境基本計画の中間見直しを行うことについて、貴審議会に意見を求めるものであります。

2) 答申書

野 環 審 第 5 号
令和3年10月14日

野洲市長 栢木 進 様

野洲市環境審議会
会長 岸本 直之

第2次野洲市環境基本計画の中間見直しについて（答申）

令和3年5月21日付け野環第253号により野洲市長から諮問がありました「第2次野洲市環境基本計画の中間見直し」につきまして、当審議会は慎重に審議を進めた結果、別添「第2次野洲市環境基本計画中間見直し（案）」のとおり答申します。

この答申に基づき、今後、速やかな計画決定を期待するとともに、計画の推進におかれては、特に下記の点について留意いただくよう、答申の附帯意見として申し述べます。

記

1. 地球温暖化対策については、国や県の動向を注視し、的確な情報を市民や事業者に提供することによって、省エネルギーや再生可能エネルギーの使用促進を図るとともに、市民や事業者との連携の場づくりを開始し、CO₂排出量を令和12（2030）年度に46%削減し、令和32（2050）年のカーボンニュートラルの実現を目指してください。
2. 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内の連携を強め、効率的・効果的な事業の実施に努めてください。
3. 目標達成に向けた取組の進捗状況を環境審議会に報告し、PDCAサイクルの手法で進捗管理を行い、本計画に示した施策を着実に推進してください。
4. 次期計画の策定を見据え、さらに踏み込んだ内容となるよう、市民や事業者との連携を強化し、早期に準備体制を整えてください。

以上

3) 第2次野洲市環境基本計画中間見直しの経過

年月日	会議等	内容
令和3年 5月21日	第1回環境審議会 (諮問)	・第2次野洲市環境基本計画の見直しについて(諮問) ・第2次野洲市環境基本計画4年間の成果と課題について
令和3年 8月10日	第2回環境審議会	・第2次野洲市環境基本計画見直し案について
令和3年 10月14日	第3回環境審議会 (答申)	・第2次野洲市環境基本計画の見直しについて(答申)
令和3年 11月8日~11月29日	パブリックコメント	

4) 野洲市環境審議会委員名簿

区分	氏名	役職名
1号委員	◎ 岸本 直之	龍谷大学先端理工学部 環境生態工学課程 教授
	島田 幸司	立命館大学経済学部 経済学科 教授
	島田 洋子	京都大学大学院工学研究科 都市環境工学専攻 准教授
2号委員	川崎 竹志	滋賀県南部環境事務所長
	佐藤 祐一	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 総合解析部門 専門研究員
3号委員	荒川 博行	野洲市商工会代表
	飯田 百合子	野洲市農業委員会代表
	木津 日出男	野洲市自治連合会代表
	出野 初子	野洲生活学校代表
	○ 松沢 松治	中主漁業協同組合代表
4号委員	渡部 薫	湖南・甲賀環境協会野洲地区代表
	林 かずみ	環境基本計画推進会議委員
野洲市環境審議会の組織及び運営に関する規則第6条第5項関係		滋賀県総合企画部 CO ₂ ネットゼロ推進課

◎：会長 ○：副会長

[6] 用語集

あ行

エコスクール

環境を考慮して整備された学校施設のことで、施設面、運営面及び教育面で、環境への配慮を行う。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、農業者が「土づくり技術」、「化学肥料低減技術」、「化学農薬低減技術」を一体的に取り組む計画（5年後を目標）を作成し、知事はその農業者を環境保全型農業を実践する農業者として認定する。この認定された農業者を「エコファーマー」（愛称）と呼ぶ。

温室効果ガス

地球温暖化の原因とされ、太陽の日射を受けて暖められた地表面が放つ赤外線を吸収し、その一部を再放射することで気温上昇を起こす原因となる気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）が規定されている。

か行

外来生物

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことで、在来生物を捕食したり生息場所を奪うなどの問題が発生するほか、在来生物と交雑して雑種をつくるなど生態系を乱すおそれがある。海外から入ってきた生物だけでなく、国内間においても本来の生息場所ではない地域への侵入による生態系への影響が問題となっている。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」では、生態系、人の生命・身体、農林水産業などに問題を引き起こす海外起源の外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制するとともに、特定外来生物の防除等を行うこととしている。一時、琵琶湖や内湖、河川などに大量繁殖し問題となった侵略的外来水生植物の「オオバナミズキンバイ」や「ナガエツルノゲイトウ」も特定外来生物に含まれる。

カーボンニュートラル

人間活動によって排出される温室効果ガスを、人間活動によってすべて吸収・除去することで、排出量を実質プラスマイナスゼロにすること。二酸化炭素の排出削減に向けた取組。

河辺林

河川周辺の森林のうち、下流の氾濫原にあるものを河辺林という。

河辺林は生態学的に重要な機能を持つ。具体的には、①水面を覆って日射を遮断するため、水温が低く維持され、低温を好む魚類が生息できるようになる、②葉や昆虫が河川に落ち、水生昆虫や魚類の餌となる、③倒木が河川の中の生物の生息環境を豊かにする、④森林伐採や洪水で発生した土砂が河川に流れ込むのを防ぐ一など。

環境基準

「環境基本法」に基づく、環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準が定められている。

なお、ダイオキシン類に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。

環境こだわり農産物

滋賀県の環境こだわり農作物認証制度（化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産された農

産物を県が「環境こだわり農産物」として認証する制度。)により認証された農産物。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

気候変動サミット

世界各国の首脳が地球温暖化対策について話し合う国際連合の会議。日本では気候変動首脳会合とも呼ばれる。これまで令和3(2021)年の他に、平成21(2009)年、平成26(2014)年にも開催された。主に地球温暖化やそれに関連する気候変動についての対策を話し合う場となっている。

企業の社会的責任(CSR)

企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々な利害関係者(消費者、得意先、地域社会等)からの信頼を得るための企業のあり方を指す。

グリーン購入

自治体、企業、団体が、自ら購入する商品、サービスを、品質や価格だけでなく環境への影響の少ないものを選択することによって、市場のグリーン化(環境への影響が少ない)を達成しようとする活動。平成12(2000)年に「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)」が制定され、国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指している。

光化学オキシダント

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が、紫外線による光化学反応を起こして発生する大気汚染物質で光化学スモッグの原因。光化学オキシダントは紫外線が強く風が弱いなどの気象条件下で発生しやすく、高濃度になると注意報や警報が発令される。滋賀県においては注意報レベルの濃度が年数回発生している。

さ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもので、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(エネルギー供給構造高度化法)」では、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。

里山

市街地や集落に隣接する森林で、林産物の栽培や薪炭の生産などに利用され、古来より特に人々の暮らしと深く関わってきた森林を里山と呼んでいる。地域住民が身近に親しめる一方、その環境の維持には住民による手入れや管理が必要であり、人と自然が共生する場所として注目されている。

持続可能

昭和62(1987)年、国連の「環境と開発に関する世界委員会」報告書の中で提唱された「持続可能な発展(sustainable development)」という概念に基づく言葉。将来世代の必要(ニーズ)を損なわないように現代世代の必要(ニーズ)を満たすことと考えられている。環境と経済と社会の発展を調和させて人々が幸せに暮らしていけるようにし、地球を将来世代に引き継いでいけるような社会にすること。

循環型社会

「循環型社会形成推進基本法」では、省資源と環境への影響を可能な限り低減するために、製品などが、廃棄物として処分されることを抑えられ、適正なりサイクルがなされ、またりサイクルできない製品等からの環境に対する悪影響が少ないように処分される社会、と定義つけられている。これに加えてエネルギー、さらに水の循環を視野に入れることが必要と言われている。

食品ロス

売れ残りや食べ残し、消費期限が近い食品などの理由で、食べることができた食品であるのに捨てられてしまう食品。その量は平成 30（2018）年度で年間約 600 万トンと推計される。

森林環境譲与税

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31（2019）年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、これにより「森林環境税」（令和 6（2024）年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元（2019）年度から譲与）が創設された。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水質汚濁の汚染指標の 1 つで、水中の微生物が一定時間内（20℃で 5 日間）に有機物を酸化・分解するために消費する酸素の量を示す数値。この数値が高ければ高いほど水中の有機物の量が多いことを示す。河川の汚濁をはかる代表的な指標。

た行

ダイオキシン類

ダイオキシンは非常に強力な毒性を持つ物質で、環境ホルモンの 1 つ。一般に、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。日本では、ごみの焼却炉からの排出が 8～9 割を占めると言われている。

脱炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に生活の豊かさを実感できる社会のこと。

ダンボールコンポスト

ダンボール箱を利用した生ごみ処理容器。ダンボール箱に基材を入れ、微生物の力によって堆肥を作るもの。生ごみを堆肥化することで家庭ごみを減量することができる有効な方法。

地球温暖化

人間による化石燃料の大量消費により大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が増加し、地球の平均気温（現在約 15℃）が高くなる現象。気温が上昇するだけでなく降雨量も大きく変化し、気候の変化も激しくなることから、正式には「気候変動（climate change）」と呼ぶ。生態系に壊滅的な打撃を与える恐れがあるとともに、異常気象による災害、干ばつや多雨などによる食料生産の悪化、利用できる淡水の減少、海水面の上昇、マラリアなど感染症の流行地域の拡大など、人間の生存と生活にも非常に大きな悪影響を及ぼすと予測されている。

鎮守の森

神社や寺院等の社殿等と一体となって景観を形成する森や林。森林や山そのものが信仰の対象となる場合もある。人里における野生生物の生育・生息環境であるとともに、神事や祭りなどを通して地域文化を象徴する場所でもある。

典型 7 公害

昭和 42（1967）年制定された公害対策基本法では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭を公害と規定しており、これらを総称して典型 7 公害という。

な行

二酸化硫黄

硫黄を含む燃料の燃焼などにより発生する。工場などが主な排出源であるが、大気汚染防止法のもと、排出規制などの対策がとられてきたため、現在ではかなり改善されている。呼吸器への悪影響があり、環

境基準が定められている。

二酸化窒素

物の燃焼に伴い必然的に発生する大気汚染物質で、自動車や工場からの排出が多いが、家庭や自然界等からも発生する。高濃度になると呼吸器への影響があるため、環境基準が定められている。

野焼き

廃棄物を野外で焼却する「野焼き」は法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により禁止されている（宗教上の行事や、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるものを除く）。違反すると5年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金又はその両方を科せられる。

は行

バイオディーゼル燃料（BDF）

植物油等の生物由来油を化学処理して軽油に近い物性に変換した燃料。植物起源の原料（＝バイオマス）であることから、カーボンニュートラルとみなせ、地球温暖化対策としても有効。ディーゼルエンジン用の燃料として使用できるが、改正揮発油等の品質の確保等に関する法律の施行により、軽油に混合する場合の上限は5%までとされている。

微小粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいものをいう（粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質）。PM2.5については、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念され、日本では平成21（2009）年に環境基準が定められた。

フードエコ推奨店

食品ロスを減らす県民運動「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」の一環として食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店を「三方よし!!フードエコ推奨店」として登録し、広く紹介する滋賀県の取組。

フードドライブ

家庭で使い切れない未使用・未開封の食品を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体やフードバンク団体等に寄付する活動

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒径が $10\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は、 1mm の1,000分の1）以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、工場、事業場等産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞い上がり等の自然現象によるものもある。

ま行

マイクロプラスチック

5mm以下の微細なプラスチックごみ。洗顔料や歯磨き粉の研磨剤のスクラブ材などに使用されるマイクロビーズといわれる一次マイクロプラスチックと、タイヤやレジ袋などプラスチック製品が自然環境中で劣化し、粉々になることで生じる二次マイクロプラスチックがある。そのほとんどが街で発生し、海へ流れ着き、海洋プラスチックごみ問題が大きくなってきている。

や行

ゆりかご水田

滋賀県が推進する「魚のゆりかご水田」プロジェクト。田んぼや排水路を魚が行き来できるようにし、かつての命溢れる田園環境を再生し、生きものと人が共生できる農業・農村の創造を目指している。

ヨシ群落

ヨシ群落では、マコモ、ウキヤガラ、ヤナギ、ハンノキなどの植物と一緒に見られ、カイツブリをはじめとする野鳥たちの巣作りや休息に使われる。また、ニゴロブナやホンモロコなどの魚たちには格好

の産卵場所で、稚魚の隠れ家にもなる。水辺の生態系を支える大切な役割も担っている。

わ行

ワンウェイプラスチック

使い捨てプラスチック製品。一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製品のこと。ストローやスプーン、弁当容器等がある。

数字・アルファベット

3R

「リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）」「リユース（Reuse：部品等の再使用）」「リサイクル（Recycle：使用済み製品等の原材料としての再利用）」の3つからなるごみ削減の取組。

COOL CHOICE

日本の省エネ・脱炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。地球温暖化対策のための行動のすべてが該当する。

SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の省略。この計画に関連する目標は以下の通り。

	全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する		陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する
	包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する		
	持続可能な生産消費形態を確保する		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

BDF

→バイオディーゼル燃料

BOD

→生物化学的酸素要求量

NO₂

→二酸化窒素

SO₂

→二酸化硫黄

SPM

→浮遊粒子状物質

PM2.5

→微小粒子状物質



第2次野洲市環境基本計画 【中間見直し版】

令和4年3月 策定
令和4年4月 発行

野洲市

野洲市 環境経済部 環境課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
電話 077-587-1121(代表) ファクス 077-587-3834